

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	療養義務違反による補償給付の支給制限
概要	被認定者が、正当な理由なく療養に関する指示に従わなかったときは、補償給付の全部または一部が支給されなくなります。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第42条
処分基準	第42条 被認定者又は被認定者で第25条第1項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html</a>
備考	